

「次亜塩素酸に関する発表・報道について」

平素は弊社製品 Brush mist をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
経済産業省、製品評価技術基盤機構（NITE）、各報道機関より発表及び報道がありました。
それらにつきまして、弊社の見解をお知らせいたします。

1. 経済産業省、独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE) 発表について (2020年5月29日発表)

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200529005/20200529005.html>

本発表では「新型コロナウイルスに対して界面活性剤は有効」、
「次亜塩素酸については現在も評価中」「次亜塩素酸水の販売実態や空間噴霧の事実関係のまとめ」が公表されました。
また、NITE のまとめにもありますが、市中には目を疑いたくなるような次亜塩素酸の製品が流通してしまっていることは事実です。

- ・薬機法（旧薬事法）に抵触する表現
- ・成分表示・液性表示がない
- ・消費者が誤解するような表現
- ・使用や保存方法の記載がない
- ・次亜塩素酸の特性を把握せずに販売（遮光性がない容器での販売、外箱がないなど）

上記に対しては是正すべき問題であり、正しい知識のもと活用していかなくてはなりません。

2. 報道について

NHK並びにネットニュースなどではNITEの発表をもとに、以下のような報道がありました。
<https://news.yahoo.co.jp/articles/d4a0d75651bd1c359fc3c2e4308ad40bd1e137eb>
<https://news.yahoo.co.jp/articles/d02a5d491415d359378107bb7264859ae8e6bb49>

「次亜塩素酸水、噴霧で利用は控えて」と報道されております。
NITEの報告ではまだ噴霧実験は行われておらず、「次亜塩素酸水の噴霧は有効ではない」とも一切報告されておられません。

記事のような結論に達するには些か疑問が残ります。
次亜塩素酸水と次亜塩素酸ナトリウムを混同させて記事が書かれているものもあります。
記事では噴霧が否定されるような印象を受けますが、しかしながら日本国内の大学などの研究機関において次亜塩素酸の研究が行われており、効果や安全性が認められております。

(以下の資料は二液混合方式と電解方式がありますが、両者は生成方法の違いがありますが、除菌消臭成分である次亜塩素酸は共通のものとなりますため、参考までに資料へのリンクを提示いたします)

[https://repository.lib.tottoriu.ac.jp/ja/list/grant/%E5%8D%9A%E5%A3%AB\(%E8%BE%B2%E5%AD%A6\)/p/4/item/4858](https://repository.lib.tottoriu.ac.jp/ja/list/grant/%E5%8D%9A%E5%A3%AB(%E8%BE%B2%E5%AD%A6)/p/4/item/4858)
<http://hdl.handle.net/2115/1263>
<https://jewa.jp/wp/wpcontent/uploads/2020/04/bc4c1bbdeebfe74049e8228076e64d1e.pdf>

※弊社では現在のところ新型コロナウイルスでの試験ができない状況のため、次亜塩素酸が新型コロナウイルスに効果があることを言及するものではありません。

3. 安全性について

弊社が販売する次亜塩素酸水について、製造元からいただいている有効性データは以下になります。

- ・大腸菌・緑膿菌・黄色ブドウ球菌・枯草菌・サルモネラ
- ・カンジダ・黒麹カビ・レジオネラ・カンピロバクター

※新型コロナウイルスに対する有効性につきましては確認ができておりません。

(試験依頼先：財団法人日本食品分析センター)

安全性データは以下になります。

- ・ウサギを用いた眼刺激性試験
- ・ウサギを用いた皮膚一次刺激性試験
- ・ラットを用いた急性経口毒性試験
- ・ラットを用いた全身吸入暴露による急性毒性試験

今回の件は一見逆風にさらされるような事案ではありますが、それは低品質商品の流通、正しく販売されていないものが市場から退場する良いきっかけであると考えております。

これからも「安全かつ効果的」な次亜塩素酸の活用を行っていくと共に、次亜塩素酸の健全なる普及に邁進してまいります。